

【永光寺中興雜記】

三〇八

禁制

(青見體)
在制

わかべのほうのかたにおゐて、せつしやう きんだん
の事

軍勢かうおつ人等、かのかたにをきて、かりそめのいき物
たりといふとも、これをとるべからず。もしこのむねをそ
むかんともがらにおゐては、さぶらひたらば名字を注進
いたすべし。(凡下)ほんげならば、その身をめしとり、府中へ可
被出の状如件。

曆應四年十二月五日

興國四年

癸未

紀元二〇〇三

康永二年

京都

二月晦日。園基冬、江沼郡山代莊南郷を借錢返
辨の質に當つ。

【文永元年日記紙背文書】

三〇九

契約 近江國池原柚内三大寺村事

右村者、園(基冬)中將家御管領之地也。而於當年□年貢并色代
用途者、悉直錢拾壹貫文仁、被契約幸熊丸畢。且職家御
下文案文・領家御年貢注文等、所被副遣也。曾不可有參
差之儀。若萬一當所就惣別、違亂相違事出來者、以同國龍
門庄當年御年貢内、悉直可被押取。彼所有相違事者、以
加州山代庄南郷御年貢内、悉可被弁返也。更不可有子
細。仍契約狀如件。

康永貳年二月晦日

【溫故古文抄】

三一〇

山代庄役元三替物事、廳□□如此。任例可令下知給之
由、被仰下候也。恐々謹言。

十一月七日

俊(房殿)

冬

(第二通はこれを合叙す。)

六月九日。珠洲郡若山莊領家日野時光、二郡居
住の者をして法住寺供養料に奉加せしむ。

【法住寺文書】

珠洲郡

三一

(日野時光)
袖判

當寺供養料勸進事披露之處、二郡内居住之輩、家別稻壹束
可奉加之由所被仰下也。存其旨可令宛行給替之由所
候也。仍執達如件。

康永二年六月九日

左衛門尉基光

法住寺住僧御中

(二郡とあるは珠洲・鳳至なるべし。)

六月廿一日。大使幸若丸代僧圓心、造外宮料鹿
島郡能登島御厨野崎村の日食米を進納す。

【天野文書】

三二

納 造外宮料能登國能登嶋御厨東方内野崎村日食米事

合田數貳町三反地頭自釋者

右所課者、段別添升八加雜事合米定所納如件。

康永二年六月廿一日

大使幸若丸代僧圓心 在制

興國五年
康永三年

甲申
京都

紀元二〇〇四

【三宮記】

三二三

一、白山宮政所牒

早可以國中知識助成遂

右節會者和光結縁之隨一乘

神役也而聞 欽明天皇

和尙被置此會以來

參勤(發カ)無怠爰定新是於○中

貴賤之助成夫神

稽首者何垂冥助

運不欽仰者豈有感

芥之小賤宜蒙和光

知識莫違背牒符故下